

25建企第193号
平成25年6月25日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 日本塗装工業会長崎県支部
(社) 長崎県のり面協会

会長 様

長崎県 土木部長

指名競争入札における指名業者の選定方法について

現行の指名選定において、指名停止処分を受けた企業は、指名停止解除後に一定期間減点措置を行っていますが、このことは、既に指名停止を受け、その期間を超えての二重のペナルティとなっているため、これを廃止することとします。

記

減点措置廃止の適用：平成25年7月1日以降、指名選定システムにより選定する工事から適用する。

※「指名競争入札における業者の選定方法について」は、長崎県土木部HPに掲載しています。